

## 東郷町物品等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東郷町契約規則（昭和46年東郷町規則第3号）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規程に定めるもののほか、あいち電子調達共同システム（物品等）を利用して物品の買入れ、借入れ又は役務の提供等に係る入札を実施するための手続について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あいち電子調達共同システム（物品等） 愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。
- (2) 入札参加資格申請システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (3) 電子入札システム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。
- (4) 入札情報サービスシステム あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。
- (5) 電子入札 電子入札システムを利用して執行する入札をいう。
- (6) 紙入札 電子入札によらず書面により執行する入札をいう。
- (7) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書及び商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。
- (8) ID 電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより

入札参加資格申請を行い、入札参加資格者名簿に登載後交付される識別符号をいう。

(9) 入札担当者 電子入札システムを利用する入札案件の登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(10) 電子くじ 電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札の対象となる契約方式は、指名競争入札とする。ただし、町長が電子入札に付することが適当でないとするものは、除くことができる。

2 電子入札の対象となる契約は、指名通知に電子入札の対象案件である旨を明示するものとする。

(電子入札システムを利用できる者)

第4条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、入札参加資格者名簿に登載された者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の名簿登載後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第5条 新たに電子入札システムにより入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 登録済みのICカードが失効した場合は、新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行わなければならない。

3 ICカードを更新した場合は、登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行わなければならない。

(ICカードの名義人)

第6条 ICカードの名義人は、東郷町の入札参加資格者名簿に登録された個人又

は法人の代表者とする。ただし、代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいるときは、その者とする。

2 ICカードの名義人を変更しようとするときは、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第3項の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

3 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等、ICカードを不正に使用した者があるときは、町長は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

（案件登録等）

第7条 町長は、電子入札を実施しようとするときは、案件の内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

（指名の通知）

第8条 町長は、指名競争入札を実施しようとするときは、東郷町契約規則第8条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を記載した指名通知書（様式第1）を電子入札システムにより送信するものとする。

2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

（入札書の提出）

第9条 電子入札により入札に参加する者（以下「電子入札参加者」という。）は、電子入札システムにより入札書（第18条に規定する再度入札にあつては、再入札書）を作成し、電子署名等を付した上で、入札受付期間内に提出しなければならない。

（紙入札での参加）

第10条 次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じないときは、紙入札により当該電子入札に参加することができる。

- (1) ICカードを取得する手続中であるとき
- (2) ICカードの登録内容変更等のため、再取得の手続中のとき
- (3) パソコン等のシステム障害により電子入札システムに接続できないとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があ

ると認められるとき

- 2 前項の規定により紙入札での参加を希望する入札参加者は、入札期間より前に紙入札参加承認願（様式第2）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定により紙入札参加承認願が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、紙入札参加審査結果通知書（様式第3）により通知するものとする。
- 4 第1項の規定に関わらず、指名の通知で紙入札での参加を認められたときは、紙入札参加承認願を提出することなく、当該電子入札に参加することができる。
- 5 紙入札での参加が承認された入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、次に定める方法で紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。
  - (1) 使用する印鑑 契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者又は受任者の印鑑とする。
  - (2) 入札書 入札書（様式第4）を使用する。
  - (3) 内訳書 内訳書の提出が必要な入札については、町長が指定する様式を使用する。
  - (4) 締切日時 紙入札書の受付締切日時は、電子入札における入札受付締切日時までとする。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者が電子入札を辞退しようとするときは、入札受付期間の締切日時までに電子入札システムにより、辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間の締切日時までに書面により辞退届（様式第5）を提出するものとする。

- 2 入札参加者は、入札書を提出した後は、辞退することができない。

（入札の中止）

第12条 町長は、入札を公正に執行することができないと判断するときは、入札を中止することができる。

- 2 前項の規定により入札を中止したときは、町長は電子入札システムにより中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札日時等の変更)

第13条 町長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札日時を変更するときは、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書(様式第6)を送信するものとする。

(開札)

第14条 開札は、当該入札の事務に関係のない職員の立会いの上で、開札日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札があるときは、入札担当者は、入札金額及びくじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札の入札書にくじ番号の記入がないときは、「999」と記入されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第16条 落札者を決定したときは、町長は、入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書(様式第7)を送信するものとする。

(保留の通知)

第17条 町長は、開札後直ちに落札者を決定することができないときは、電子入札参加者に対し、電子入札システムにより保留通知書(様式第8)を送信するものとする。

(再度の入札)

第18条 開札をした場合において、落札者がいないときは、再度の入札を行うことができるものとする。

2 再度の入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに町長が指定し、電子入札システムにより再入札通知書(様式第9)を送信するものとする。

3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成

し、町長へ持参提出することで再度の入札に参加できるものとする。

4 再度の入札の回数については、3回までとする。

(不調)

第19条 町長は、落札者がなく不調となったときは、電子入札参加者に対し、電子入札システムにより不調通知書(様式第10)を送信するものとする。

(紙入札参加者への通知)

第20条 紙入札参加者に対する第12条第2項、第13条及び第16条から前条までの通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

(結果の公表)

第21条 町長は、電子入札システムにより電子入札を実施したときは、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第22条 電子入札システムにより送信された入札書又は辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパソコン等に表示される受信確認通知画面により確認するものとし、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(電子ファイルの提出)

第23条 電子入札参加者は、内訳書等を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は、3MBを上限とする。

3 第1項に規定する電子ファイルを圧縮するときの圧縮形式は、LZH又はZIP形式に限るものとし、自己解凍方式(EXE形式)は認めないものとする。

4 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のとおりとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Microsoft Word2007以降で作成し「Word文書」形式で保存したファイル

Microsoft Excel	Microsoft Excel2007以降で作成し「Excelブック」形式で保存したファイル
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テキストファイル（TXT※又はCSV※形式）</li> <li>・PDFファイル（Adobe Acrobatで作成したもの）</li> <li>・画像ファイル（JPEG又はGIF形式）</li> <li>・その他町長が特別に認めたファイル形式（バージョンを含む。）</li> </ul>

※ TXT形式は、Windows付属のメモ帳により開封できるものに限る。また、CSV形式は、Microsoft Excelで開封できるものに限る。

5 電子入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

6 町長は、電子ファイルへのウイルス感染が判明したときは、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と入札担当者が判断するとき限り認めるものとする。

7 電子ファイルによる送信ができないときは、町長の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

（入札の無効）

第24条 次に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 他人のICカードで名義人になりすまして入札に参加しようとした場合等、ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の両方を提出した入札  
（障害時等の対応）

第25条 案件登録後、町長は、電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信

障害によるネットワーク障害その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

2 前項の規定により紙入札へ変更するときは、入札担当者は、全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するものとする。

- (1) 紙入札に変更すること。
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること。
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要な事項  
(その他)

第26条 この要領に定めのない事項は、町長が取扱いを定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。



年 月 日

## 指 名 通 知 書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

東郷町長

指名競争入札を下記のとおり行いますので、案件内容を確認の上、入札に参加してください。

### 記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 質問申請期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 5 同等品申請期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 6 入札受付期間 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
- 7 開札日時 年 月 日 時 分
- 8 納期（履行期間） 年 月 日
- 9 納入場所（履行場所）
- 10 備考

様式第2（第10条関係）

## 紙入札参加承認願

年 月 日

東郷町長 殿

商号又は名称  
代表者役職氏名

下記の案件について、下記の理由により電子入札システムを利用しての入札参加  
ができないため、紙入札での参加を承認してください。

### 記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 電子入札による参加ができない理由

年 月 日

## 紙入札審査結果通知書

商号又は名称

代表者役職氏名

様

東郷町長

年 月 日付けで承認願の提出されました下記の案件について、審査結果を通知します。

### 記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 審査結果  
紙入札での参加を（承認する・承認しない）
- 5 承認する場合の入札書提出場所
- 6 承認しない場合の理由

様式第4（第10条関係）

入 札 書

年 月 日

東郷町長 殿

商号又は名称  
代表者役職氏名

印

下記のとおり入札します。

記

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、次の案件の代金

1 案件番号

2 調達整理番号

3 案件名称

4 入札執行回数 回目

5 くじ番号

--	--	--

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

3 金額の数字はアラビア文字を用い、頭に金を記入のこと。

4 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

5 くじ番号は、任意の3桁の数値を記入すること。

様式第5（第11条関係）

## 辞 退 届

年 月 日

東郷町長 殿

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名

印

下記の案件に係る入札を辞退します。

記

1 案件番号

2 調達整理番号

3 案件名称

4 入札執行回数 回目

5 辞退理由

年 月 日

日時変更通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

東郷町長

下記案件については、次のとおり日時の変更をします。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目
- 5 入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
- 6 開札日時 年 月 日 時 分
- 7 理由

年 月 日

## 落札決定通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

東郷町長

下記案件については、次のとおり落札者を決定しました。

### 記

1 案件番号

2 調達整理番号

3 案件名称

4 開札執行日時 年 月 日 時 分

5 落札者

6 落札金額 円（税抜き）

年 月 日

## 保留通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

東郷町長

下記案件については、落札の決定を保留します。

### 記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目
- 5 理由



年 月 日

## 再入札通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

東郷町長

下記案件については、次のとおり再入札を行いますので、入札受付期間内に再入札書を提出してください。

### 記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目
- 5 入札受付期間 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
- 6 開札日時 年 月 日 時 分
- 7 入札最低金額 円
- 8 理由

年 月 日

## 不調通知書

業者登録番号

商号又は名称

代表者役職氏名 様

東郷町長

下記案件については、不調となりました。

記

- 1 案件番号
- 2 調達整理番号
- 3 案件名称
- 4 入札執行回数 回目
- 5 理由